

# つがる西北五広域連合病院事業出納取扱金融機関の指定

令和2年10月1日

告示第5号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示する。

なお、平成24年つがる西北五広域連合病院事業告示第1号は、廃止する。

## 記

出納取扱金融機関 株式会社みちのく銀行五所川原支店、金木支店、鱒ヶ沢支店、木造支店、鶴田支店

指 定 年 月 日 平成24年4月1日